

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第二日（三月二十五日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

△出席委員

委員長	柿田 有一	副委員長	小峯 松治
委員	森田 敏男	委員	明ヶ戸 亮太
委員	中村 文明	委員	川口 知子
委員	吉野 郁恵	委員	小林 薫
委員	高橋 剛	委員	小ノ澤 哲也
委員	小野澤 康弘	議員	

△組合議会議長

議長 桐野 忠 議員

△組合議会副議長

副議長 道祖土 証 議員

△説明のための出席者

消防局長	比留間 富雄
消防局次長	島村 昭仁
新消防庁舎建設準備室長	武笠 浩
新消防庁舎建設準備室副室長	中村 俊規
新消防庁舎建設準備室主査	中村 大樹

△委員会に出席した職員

書記長	小森谷 昌弘
書記	中里 良明
”	岩 渕 巧
”	青 柳 慎次郎

○開 会 午後零時五十五分

○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
 柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は定足数に達して
 おりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

傍聴人はいませんので、このまま続けます。

審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

十一月十二日の会議では、新庁舎建設事業用地の現地視察を行い、次に、新庁舎建設事業用地選定の経緯について及び新庁舎配置計画について、資料をもとに説明を受け、今後の進め方について協議し、散会いたしました。

以上が前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。

お手元に配布しております特別委員会次第を御覧ください。

本日は、新庁舎建設事業用地の取得及び事業スケジュール等についてをそれぞれ単独議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについて審査に入ります。

初めに、新庁舎建設事業用地の取得についてを議題といたします。説明願います。

消防局長
初めに、新消防庁舎建設事業用地契約相手方につきまして、御説明申し上げます。

昨年十二月の第四回臨時会において議決をいただきました新消防庁舎建設事業用地について、法務局へ所有権移転登記申請を行いましたところ、一部の土地、この土地は相統登記がなされておらず、相続人五名と土地売買契約を締結いたしました。登記官から今回登記申請のあった五名のほかに養子縁組をしている相続人が一名いるとの指摘を受けたものでございます。

その相続人につきましては、既に土地売買契約を締結しております安久津榮子様の方で、既にお亡くなりになっておりますため、改めて戸籍調査を実施したところ、資料一、相続人関係図。資料一を御覧いただきたいと思っております。相続人関係図の右側のおり、新たに三名が相続人となることが判明いたしました。

このことから、新たな相続人三名の方にこれまでの経緯を説明しましたところ、三名とも安久津榮様に相続分を譲渡するとの意向が示されましたので、結果的には議決をいただいた内容等に変更は生じませんでした。

なお、既に土地売買契約をしております五名につきましては、契約金額に変更が生じることから、今回の経緯を説明し、変更契約を行わせていただき、所有権移転登記、並びに支払手続を終えております。

今回の件につきましては、事務手続の過程で養子縁組の事実を見落としたことにより発生したものであり、大変申し訳ありませんでした。今

後、二度とこのようなことがないよう細心の注意を払い、事務を行ってまいります。

新消防庁舎建設準備室長 続きまして、資料二をもとに御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

新庁舎建設事業用地の取得状況でございますが、予定地の外周に赤色の実線で示した部分が、昨年十二月の第四回臨時会で議決をいただき、取得した土地でございます。

次に、赤色の点線で示す部分でございますが、今回買収を見送った土地でございます。

続きまして、資料中に示す番号でございますが、①の土地は議決後の相続手続の修正が必要となったことから契約変更を行った土地でございます。なお、現時点で変更契約、所有者移転登記は完了し、支払手続を済ませております。

次に、②の土地は、北東隅に本土所有者の農業倉庫がございます。所有者より、移転先の倉庫の建設が遅れており、年度内の移転が間に合わない物件補償契約に基づく土地の引き渡し期限及び移転期限の延期の申出書が提出されたことから、土地及び建物の補償費の一部を令和二年度補正予算において繰越明許費として設定いたしました。なお、移転先の農業用倉庫は現在建設中で、六月頃までに完成し、移転できる予定であると説明を受けております。

次に、③の土地は、これまで御報告してございますとおり、所在不明の相続人がいることから、不在者財産管理制度を申請している土地でございます。なお、不在者財産管理制度の手続が完了する時期は、おおむね令和三年八月から九月頃になるものと見込んでおります。

以上、大変雑駁ではございますが、新庁舎建設事業用地の取得についての御説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

吉野郁恵委員 御説明ありがとうございます。

②のブルーのところですが、引渡期限が六月頃ということになっております。何かそれによって変更になるようなことはございませんでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 特に契約の変更の内容にはございません。引渡期限の時期の変更のみとなります。

以上でございます。

吉野郁恵委員 そうしますと、現地でいろいろ何かやるのに支障はないということでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 現時点では支障はないものと見込んでおります。

柿田有一委員長 他にございますか。よろしいですか。

（「なし」と言う者がいる）

柿田有一委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、新庁舎建設事業用地の取得についてを終了いたします。

次に、事業スケジュール等についてを議題といたします。

説明を願います。

新消防庁舎建設準備室長 （二）事業スケジュール等について、御説明いたします。

現在、実施設計を策定中であり、今年度は造成工事に係る設計等を予定しておりますが、建設事業用地の交渉において一部の地権者と合意が得られないことから、事業を計画的に進めるため、その土地を除き取得できている土地で庁舎配置計画を見直し、進めることとしたことから、造成についても計画の見直しが必要になること、また、造成設計の過程において、地盤沈下対策も当初の想定以上に必要になることが分かりま

した。

以上のことから、事業スケジュールは、庁舎等の設計見直し期間、地盤沈下対策工事期間の追加、加えて、令和三年度に予定していました造成工事費の予算の先送りなどから、新庁舎の供用開始は当初の計画より遅れるものと見込まれます。

今後、実施設計が進み、詳細なスケジュールが判明次第、お示しさせていただきます。

以上、大変雑駁ではございますが、事業スケジュール等についてでございます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

吉野郁恵委員 実施設計の見直し、地盤沈下、予算の先送りという内容の御説明を受けました。以前に液状化というお話もありました。液状化と地盤沈下

との関係はあるのでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 液状化対策とまた地盤沈下対策とは内容が異なります。

昨年度行いました地質調査の結果では、液状化対策は余り必要ではないだろうということで結果を得ておりますが、今回、地盤沈下対策、これにつきましては、当初、盛り土を半年程度して、少し地盤をならすというような予定をしておりましたが、どうしても軟弱地盤地域ということですので、それでは少し期間が足りないのではないかというところから見直しが必要になったものでございます。

吉野郁恵委員 地盤沈下が落ち着くまでというお話ですが、大体どのくらいを見越す予定でいらっしゃいますでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 盛り土での地盤沈下対策ですと、おおむね一年から一年半ぐらいはほうがいいんではないかという見解をいただいているとこ

ろでございます。

吉野郁恵委員 一年から一年半が必要ということと予算の先送りということで、またこの造成工事のほうでも懸念されることがあるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 来年度、造成工事ということで盛り土を予定しておりますので、予算が先送りになったことから、大きな変更というのはないかと思われませんが、それぞれのスケジュールがずれていくものと考えております。

以上でございます。

吉野郁恵委員 そうしますと、三点、実施設計、地盤沈下、予算の先送り等全部含まれて、スケジュールのずれとしてはどのぐらい見るようにお考えでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 スケジュール感についてでございますが、予算が先送りになったことからその分は遅れるんではないかと思込んでおりますが、現在、実施設計で計画等も見直しておりますので、今のところ一年からもう少し遅れるんではないかというところですが、実施設計の中で詰められるところは、その計画を締められるところはそういう計画をさせていただいて、できる限り近づけたいなと考えているところでございます。

吉野郁恵委員 いろいろ大変かと思えますけれども、ぜひ計画に近い日程でお願いしたいと思えます。よろしく願います。

柿田有一委員長 他に御質疑、ございますか。

川口知子委員 一点確認させていただきたいんです。

新消防庁舎建設準備室長 建物の着工については、当初令和五年を予定しておりますが、このスケジュール感で行きますと、早くして令和六年に着工になるかと思込んでいます。

柿田有一委員長 よろしいですか。

他に、御質疑ございますか。

小野澤康弘委員 今、スケジュールの変更をお伺いしましたが、実施設計が遅れるということ、まず、今回買えなかったところの交渉期間が増える、余裕ができたということに対しては、できる限りやっていただきたいなと思えます。

盛り土の関係なんです、盛り土をしてそのまま置いておくということなんでしようけれども、下は軟弱地盤というか、土壌改良みたいなのはしないんですか。

新消防庁舎建設準備室長 土壌改良は予定しております。それ以前の段階で、どうしても田んぼ地帯ですので、田んぼの土を多少剥ぎ取って行う方法を業者から提案されておりますが、かなりの費用がかかることから、現在、そのまま費用対効果の面を含めて、詳細部分を詰めさせていただいているところでございます。

小野澤康弘委員 盛土ということは、かなりの土砂を入れるんですか。

新消防庁舎建設準備室長 盛り土については、今の田んぼのところから二メートルから三メートルぐらいの盛り土を予定しているところでございます。

柿田有一委員長 よろしいですか。

他にございますか。

小ノ澤哲也委員 一点だけ。その地盤沈下に関わる部分ですけども、予定地全般に関わってという考え方でいいんでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 これにつきましても、当初、全部の部分ということで業者から提案を受けさせていただいておりますが、かなり膨大な、ちょっと桁が違ったのかなというぐらい大きい金額になりましたので、今、業者と部分的にできるのかどうかというところも決めさせていただいているところでございます。

小ノ澤哲也委員 分かりました。いずれにしても、全体的な形で二メートルから三メートル盛り土するのは大変な作業になりますけれども、よく専門家と相談しながら進めていただきたいと思います。

柿田有一委員長 他にございますか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、事業スケジュール等についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 お諮りいたします。

本特別委員会は、付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することは、休憩中に御協議いただきましたとおり、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動拠点として、災害に強い消防庁舎を早期に整備することが必要であります。また、事業用地の一部について交渉を継続していることや、新型コロナウイルス感染症により財政が逼迫していることなどから、付議事件について引き続き調査したいので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 御異議がありませんので、本件については地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉会 午後一時十五分